憲法１９－９　肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　普通教育における教師の教授の自由の取扱い

１．問題の所在

普通教育における教師の教授の自由は憲法上保障されるか。保障されるとして，どの程度保障されるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

教授の自由は，学問の自由（２３条）の一内容として保障される。普通教育における教師に対しても，一定の範囲で教授の自由が保障される。ただ，普通教育における教授の自由の保障の範囲は，大学に比べて制限される。よって，肢は正しい。

（２）理由

ア．普通教育における教授の自由の保障の有無

まず，学問の自由の内容に教授の自由は含まれる。教えることや議論を通して，学問が探求される。したがって，教授をすることは，学問を行う上で，予定されているからである。そして，大学に限らず，広く知見を伝える必要性はある。したがって，普通教育の学校でも教授の保障はされる。

イ．普通教育における教授の自由の保障の範囲

大学とは異なり，普通教育における教授の自由は，一定程度，制限される。完全には認められない。

理由は，以下の通りである。

確かに，子供に対しても学術的な知見を広める必要はある。したがって，教授の自由を大学と同様に認めるべきとも思える。

しかし，不都合である。普通教育の現場にいるのは，子供であり，批判能力が不十分である。完全な教授の自由を認めると，大人の一方的な誘導により，子供が害される恐れがある。したがって，教授の自由を制約する必要がある。

自ら学習できない子供を保護するべく，国家に教育権がある。

憲法上の人権も公共の福祉（１２条，１３条）による内在的制約をうける。普通教育においては，大学と異なり，子供の学習権を保護すべく国家教育権がある。そのため，国家教育権という公益との関係で一定の範囲で制約をうけるからである。

以上